

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き

(共通編)

木更津市環境部

生活環境課

令和7年4月

目 次

○ はじめに（条例の概要）	2
1 土砂等の埋立て等の事業を行う方へ	2
2 罰則について	2
3 その他各種法令の規制を受ける場合について	2
4 特定事業について	3
5 特定事業区域について	3
6 特定事業場について	3
7 小規模埋立て等について	3
8 特定事業区域の土地所有者の「同意」について	3
9 特定事業の妨げとなる権利を有する「同意」について	3
10 特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣住民の「承諾」について	4
11 許可の対象外について	4
12 許可の申請手数料について	4
13 事前相談について	4
14 その他	4
15 不適正な土砂等を監視する体制について	5
16 主な関係課	6
17 関係公共機関	6

<はじめに>

この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的としています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くため、必要な事項等を解説したものです。条例の目的を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するようお願いいたします。

また、「木更津市」は「千葉県」及び「千葉県警察」と連携し、不適正な土砂等の埋立て等の監視に努めます。

1. 土砂等の埋立て等の事業を行う方へ（条例第 7, 8, 10, 11 条）

500 平方メートル以上の区域を埋立て、盛土又はたい積等を行う（特定事業）場合は、「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可が必要です。許可の必要がない場合であっても、何人も、「安全基準」に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない（条例第 7 条） ことになっています。

汚染土壌の埋立てにより地下水等が汚染されれば、その水質の回復は不可能と予想されることから、これを未然に防止すると共に土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を未然に防止するために、木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に規定する水道水源保護地域又は森林法に規定する地域森林計画対象区域に係る土砂等の埋立てを行う場合は、水と深い係りを持って生活している関係住民が多数いることから、一定面積以上の特定事業について、事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民の承諾を得ることを許可の基準としています。

なお、条例に基づく特定事業の許可を申請する前に、あらかじめ「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」第 11 条に基づき「事前協議」を終了していることが必要です。ただし「小規模埋立て等」にあつては「事前協議」を省略することができます。

2. 罰則について（条例第 38, 39, 40, 41 条）

条例に違反すると、最高 1 年の拘禁刑又は 100 万円の罰金に処せられます。

また、法人の代表者等が、その法人等の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑を科す旨を定めています。

3. その他各種法令の規制を受ける場合には、所要の手続きをしてください。

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を得る必要があります。

- 1) 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無については、教育部文化課文化財係に確認してください。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- 2) 特定事業を実施する区域（土地）内に、青道、赤道又は林道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、土砂等の埋め立て等を行うために必要な措置はどうするかについて等を農林水産課農林土木係、管理用地課管理係又は関東財務局千葉財務事務所に確認してください。
- 3) 特定事業を実施する土地が農地等の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可については、

農業委員会事務局農地係及び千葉県君津農業事務所企画振興課に必要な手続きを確認してください。

- 4) 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、農林水産課農林土木係及び千葉県中部林業事務所森林管理課に必要な手続きを確認してください。
- 5) 現場事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を掌握する建築指導課建築審査係及び都市政策課開発審査係に確認してください。
- 6) その他、施行規則第10条「別表第4」に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認してください。
- 7) 木更津市には、宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域があるので、この区域では、造成後が宅地（農地、山林、公共用地（道路、河川等）以外の全て）になる場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要になりますので、都市政策課開発審査係に必要な手続きを確認してください。
- 8) 1,000㎡以上の一時たい積特定事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要になりますので、千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課に必要な手続きを確認してください。

4. 特定事業について（条例第2条）

「特定事業」とは、宅地造成、農地かさ上げ（客土行為を含む。）など土地利用の形態を問わず、500平方メートル以上の区域を土砂等で埋立て等に供する事業（条例第2条）をいいます。

5. 特定事業区域について

「特定事業区域（500平方メートル以上のもの）」とは、実際の土砂等の埋立て等に供する区域の面積をいいます。搬入路、現場事務所、運搬車両の回転場所、一時たい積特定事業の保安地帯などは含みません。また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が対象となります。（たとえ隣接地でも許可の対象となります。）

6. 特定事業場について

「特定事業場」とは、特定事業区域に搬入路や一時たい積特定事業の保安地帯などを含めた区域全体をいいます。

7. 小規模埋立て等について

「小規模埋立て」とは、「特定事業（500平方メートル以上の埋立て、盛土及び一時たい積）」の内、その面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の特定事業をいいます。

8. 特定事業区域の土地所有者の「同意」について（条例第10条第1項）

特定事業区域内の土地の所有者（許可の申請をしようとする者の土地は除きます。）については、当該特定事業に係る事項を説明し、特定事業区域内の土地の使用について「同意」を得なければならないこととしています。

9. 特定事業区域の妨げとなる権利を有する者の「同意」について（条例第10条第2項）

特定事業区域内の土地につき、当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（特定事業区域内の土地の所有者は除きます。）については、特定事業区域内の施工について「同意」を得なければならないこととしています。

10. 特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣住民の「承諾」について（条例第10条第1項）

「森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域」又は「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成6年条例第23号）第2条第2項に規定する水道水源保護地域」を含む3,000平方メートル以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く。）については、当該特定事業区域に隣接する「土地の所有者及び2,000mの区域に居住する者」に対し、当該特定事業について説明し、「承諾」（注1）を得なければならないこととしています。

注1 特定事業区域に隣接する土地の所有者については、隣接するすべての土地の所有者の「承諾」が必要です。また、特定事業区域から隣接する2,000mの区域に居住する者については、居住する者の世帯の10分の8以上の世帯主の「承諾」が必要です。

11. 許可対象外について

- 1) ゴルフ場のバンカーの砂入（入れ換えを含む。）行為
- 2) 植栽の為に、樹木等と一緒に土砂を搬入する行為
- 3) 廃棄物の最終処分場のえん堤、覆土の行為

12. 許可の申請手数料について

1) 手数料

項目	単位	特定事業区域の面積	
		500㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上
新規許可申請	1件	19,000円	32,000円
変更許可申請	1件	13,000円	18,000円
譲受け許可申請	1件	19,000円	19,000円

※ 木更津市証紙条例の廃止に伴い、令和4年4月1日以降の手数料は現金での徴収となりますので、許可申請書提出の際にお支払いをお願いします。

13. 事前相談について

事前協議または許可申請の前に、「事前相談」を行ってください。「事前相談」は、「予約制」としますので、一週間前までに予約のご連絡をしてください。

14. その他

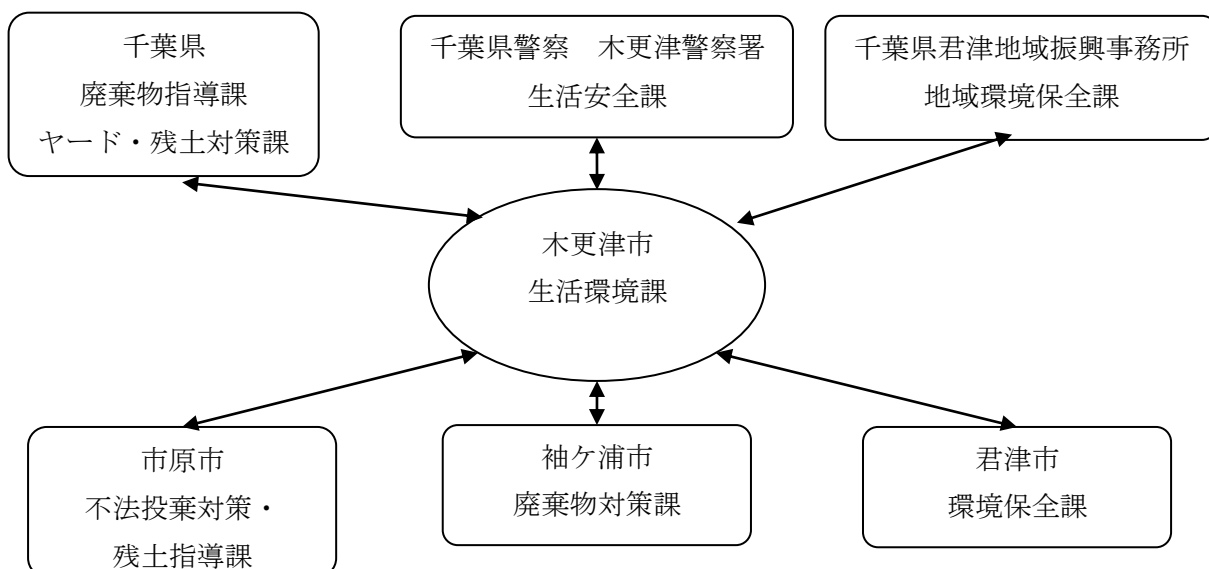
- 1) 搬入路への路盤材等として使用する鉋さい、碎石およびスラグなどは条例の対象外ですが、事業完了等の際には完全に撤去が必要です。
- 2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥はもちろんのこと、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、各関係法令等に従って処

理等していただく必要があるため、埋立て等することはできません。

- 3) 建設汚泥、燃え殻、ばいじん等は廃棄物に該当するため、土砂等には該当しませんが、これらを処理して埋立て資材として販売されている土砂等を埋立て等に使用する場合は、条例の対象土砂等になります。
- 4) 建設汚泥、燃え殻、ばいじん等の廃棄物を処理して埋立て資材として販売されている土砂等を埋立て等に使用する場合は、販売現場にて購入土砂等（購入分を区分する）の地質検査を行い、検査結果で安全基準を満たしていることを確認できた後、搬入届を市に提出した10日後からでなければ、特定事業区域に搬入することはできません。
- 5) 特定事業区域が市原市・袖ヶ浦市・君津市にまたがる場合は、各々の許可も必要となります。
- 6) 第4種建設発生土を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、第3種改良土以上になれば埋立て等は可能です。
- 7) 第4種建設発生土及び泥土については、特定事業場への搬入を禁止します。
- 8) 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等を行うことにより、周辺環境に対して影響の恐れがある油分を含む（廃棄物ではないこと。）土砂等については、特定事業場への搬入を禁止します。
- 9) 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）を行う場合は、特定事業区域外からの土砂等の搬入終了時に廃止、終了又は完了確認結果通知後とします。
- 10) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、どんなに小規模（少土量）でも、発生場所ごとに必要です。
- 11) 排水の水質試験については、検査依頼機関に、容器、採水量等を十分確認してください。
- 12) 事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れてからでは認められません。
事業変更許可（事業変更計画を含む。）が必要な場合には、期限が切れる6ヶ月程度前から余裕を持って手続きを行ってください。

15. 不適正な土砂等を監視する体制について（条例第5条第2項）

- 1) 条例第5条第2項の規定に基づき、木更津市は「千葉県」及び「千葉県警察」並びに「隣接市（市原市・袖ヶ浦市・君津市）」と連携し、不適正な土砂等の埋立て等の監視に努めます。



16. 「主な関係課」(意見照会先)

(1) 庁内関係課

No	課名	係名	電話	備考
1	危機管理課	危機管理係	23-7094	駅前庁舎
2	地域政策室	地域政策係	38-6782	駅前庁舎
3	地域共生推進	くらし安心係	23-7492	朝日庁舎
4	環境政策課	保全係	36-1443	クリーンセンター
5	農林水産課	農林振興係	23-8444	駅前庁舎
6	〃	農林土木係	23-8453	駅前庁舎
7	都市政策課	都市政策係	23-8466	朝日庁舎
8	〃	開発審査係	23-8697	朝日庁舎
9	建築指導課	建築審査係	23-8597	朝日庁舎
10	管理用地課	管理係	23-8177	朝日庁舎
11	土木課	維持補修係	23-8346	朝日庁舎
12	学校教育課	児童・生徒係	23-5264	朝日庁舎
13	文化課	文化財係	23-5314	朝日庁舎
14	消防本部予防課	予防係	23-9183	消防本部
15	農業委員会事務局	農地係	23-8693	朝日庁舎

(2) 他関係団体

No	名称	課名等	電話	備考
1	かずさ水道広域連合企業団	工務2課給水装置班	0438-38-4609	

17. 「関係公共機関」

No	名称	課名	電話	備考
1	千葉県警察木更津警察署	生活安全課	0438-22-0110	
2	千葉県庁	廃棄物指導課	043-223-2684	
3	千葉県庁	ヤード・残土対策課	043-223-3275	
4	千葉県君津地域振興事務所	地域環境保全課	0438-23-2285	
5	千葉県中部林業事務所	森林管理課	0439-55-4973	
6	千葉県君津農業事務所	企画振興課	0438-25-0107	
7	君津市役所	環境保全課	0439-56-1243	
8	袖ヶ浦市役所	廃棄物対策課	0438-63-1881	
9	市原市役所	不法投棄対策・残土指導課	0436-23-9858	

〒292-0838 木更津市潮浜3-1

木更津市環境部生活環境課 まち美化係(クリーンセンター内)

電話 0438-36-1432 / FAX 0438-30-7322

E-mail seiei@city.kisarazu.lg.jp